

鳥取県創業支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たに事業に取り組もうとする個人や中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び雇用機会の創出と地域経済の活性化に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

(1) 一般貸付

融資対象者	次のいずれかに該当する者 ア 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後1月以内（※）に新たな事業を開始する具体的計画を有するもの イ 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後2月以内（※）に新たな会社を設立し、当該会社で事業を開始する具体的計画を有するもの ウ 中小企業である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、分社化により新たに中小企業である会社（以下「新設会社」という。）を設立し、当該新設会社で事業を開始する具体的計画を有するもの エ 事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始し若しくは新たに会社を設立した後5年を経過していないもの、又は中小企業である会社で、新設会社を設立した後5年を経過していないもの ※産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする場合、6月以内
資金の使途	創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）
融資限度額	1億円 ※（2）スタートアップ創出促進貸付と併用する場合は、合算で1億円を融資限度額とする。
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）
融資利率	年1.66パーセント（変動金利）
支援金	下記のものに対しては、設立・開業一年後支援金支給要領（令和4年3月30日付第202100268846号鳥取県商工労働部長通知）に基づき、支援金を交付する。（本資金の融資申込みとは別に県への補助金交付申請が必要。） （支給対象者の要件） 本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。 （1）本支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、事業所を有して現に事業を1年間実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する者であること。 ア 法に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者 イ 鳥取県内の各商工団体（各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会）の代表者が上記に準じる者として認めた者 （2）創業支援資金又は日本公庫新創業融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約（以下「金消契約」という。）を締結した者であること。 ただし、日本公庫新創業融資は「女性、若者／シニア起業家資金」の利用者のみを対象とする。

	(3) 令和4年4月1日以降における前号による融資総額（融資が複数ある場合はその合算額）が2,000千円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間（据置期間を含む。以下同じ。）が1年以上となる者であること。 (4) 前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が1年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者であること。 (本支援金の支給額等) (1) 本支援金の支給額は、次表の区分により決定する。 <table><tr><th></th><th colspan="2">支給対象者区分</th></tr><tr><th>融資制度区分</th><th>法人</th><th>個人事業主</th></tr><tr><th>創業支援資金</th><td>250千円</td><td>150千円</td></tr><tr><th>日本公庫新創業融資</th><td>100千円</td><td>50千円</td></tr></table> (2) 創業支援資金及び日本公庫新創業融資のいずれの融資も受けている場合の融資制度区分は、創業支援資金とする。 (3) 支給対象者区分は、申請日における支給対象者の区分による。 (4) 本支援金の支給は、一事業者につき一回限りとする。		支給対象者区分		融資制度区分	法人	個人事業主	創業支援資金	250千円	150千円	日本公庫新創業融資	100千円	50千円								
	支給対象者区分																				
融資制度区分	法人	個人事業主																			
創業支援資金	250千円	150千円																			
日本公庫新創業融資	100千円	50千円																			
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	下表のとおりとする。 (単位：％) <table><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.45</td><td>0.41</td><td>0.37</td><td>0.33</td><td>0.30</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.21</td></tr></table> ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.25％とする。	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.48	0.45	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	0.23	0.21
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.48	0.45	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	0.23	0.21												
担保・保証人	ア ア 次表に定める限度額内において、法第129条第1項に規定する創業関連保証（再挑戦支援保証を含む。以下同じ。）が適用された額について担保及び保証人（法人代表者を除く。）を徴求しないものとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>限 度 額</th></tr><tr><td>創業関連保証</td><td>3,500万円</td></tr></table> イ 上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。	区 分	限 度 額	創業関連保証	3,500万円																
区 分	限 度 額																				
創業関連保証	3,500万円																				
償還方法	割賦均等償還																				
経営支援	融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。																				

(2) スタートアップ創出促進貸付（※国の全国統一制度の対象）

融資対象者	次のいずれかに該当する者。ただし、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していることを要する。 ア 事業を営んでいない個人であつて、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの イ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの エ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの オ 法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過
-------	---

	していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの
資金の使途	創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）
融資限度額	3,500万円 ※法第129条第1項に規定する創業関連保証（同条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）に限る。
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む。） ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
融資利率	年1.66パーセント（変動金利）
支援金	前号支援金の欄に同じ。
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。
保証料率	0.80%
担保・保証人	（1）物的担保は徴求しないこととする。 （2）保証人は徴求しないこととする。
償還方法	割賦均等償還
金融機関の責務及び報告	（1）金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンス体制の整備に関するチェックシート（様式第3号）（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。 （2）金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。
E B P Mに伴う情報提供	保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。 ※E B P M（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）
経営支援	融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。

（融資の申込み）

第4条 前条第1号の融資を受けようとする者は、創業支援資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び創業・再挑戦計画書（様式第2号の1）、同条第2号の融資を受けようとする者は、申込書及び創業計画書（様式第2号の2）にそれぞれ関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、申込書の内容を精査し、創業支援資金の申込みに関する意見書（様式第4号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

3 商工団体は、この資金の融資を受けた中小企業者に対し事業実施状況の把握及び継続的な経営指導に努めるとともに、保証協会、金融機関等と連携して、必要な助言、指導を行うものとする。

（融資実行の報告）

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）

第7条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年9月1日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年9月1日から施行し、平成28年7月1日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月30日から施行し、令和元年8月1日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年9月24日から施行し、令和3年8月2日以降の保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。なお、令和4年3月31日までに貸付けを受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年6月30日から施行する。